

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◆ クラシックカーと減価償却

Q : 当社は、レストランを経営しています。この度、集客を目的としてクラシックカーを購入し店内に展示する予定なのですが、クラシックカーは車両として減価償却できるのでしょうか。

A : 展示に伴ってその価値が減少するものとは認められませんので、減価償却はできません。

【解説】

時の経過により価値が減少しないものや、事業の用に供されていない資産は、減価償却資産には該当しません。したがって、属性からみると車両運搬具に該当するものであっても、時の経過により価値が減少しないものは、仮に事業の用に供したとしても減価償却資産には該当しないこととなります。

ところで、一般に美術館や博物館などに展示するようなものは、その型式の車として現存するものが数台しかないといった稀少価値を有するか、あるいは一種の美術工芸品として鑑賞に耐えるような性質のものです。

ご質問のクラシックカーがどの程度のものかわかりませんが、一般的には、時の経過により順次その価値が減少するものではないものと認められます。したがって、店内に展示品として展示した場合でも、その展示に伴ってその価値が減少するものとは認められませんから、減価償却資産には該当せず、減価償却することはできません。

